

うきは市告示第75号

令和4年第3回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和4年6月1日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和4年6月10日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

権藤 英樹君	高木 亜希子君
高松 幸茂君	樋口 隆三君
組坂 公明君	佐藤 裕宣君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
熊懷 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	伊藤 善康君
野鶴 修君	江藤 芳光君

○6月13日に応招した議員

○6月14日に応招した議員

○6月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和4年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

令和4年6月10日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年6月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第2号から報告第6号まで5件、議案第35号から議案第39号まで5件、請願第1号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 報告第2号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第3号 自動車学校特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第4号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第9 報告第5号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第10 報告第6号 専決処分の報告について(交通事故による和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第11 議案第36号 令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第37号 令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第38号 うきは市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 請願の委員会付託(請願文書表)
- 日程第15 議会改革特別委員会の設置について
- 日程第16 議会改革特別委員会への調査付託
- 日程第17 市民生活基盤対策(上水道整備・ごみ処理等)特別委員会の設置について
- 日程第18 市民生活基盤対策(上水道整備・ごみ処理等)特別委員会への調査付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告

- 日程第4 議案上程（報告第2号から報告第6号まで5件、議案第35号から議案第39号まで5件、請願第1号1件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 報告第2号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第3号 自動車学校特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第4号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第9 報告第5号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第10 報告第6号 専決処分の報告について（交通事故による和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第11 議案第36号 令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第37号 令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第38号 うきは市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 請願の委員会付託（請願文書表）
- 日程第15 議会改革特別委員会の設置について
- 日程第16 議会改革特別委員会への調査付託
- 日程第17 市民生活基盤対策（上水道整備・ごみ処理等）特別委員会の設置について
- 日程第18 市民生活基盤対策（上水道整備・ごみ処理等）特別委員会への調査付託

出席議員（14名）

1番 榎藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高瀬 将嗣君 記録係長 宮崎 恵君
記録係 中村 菜月君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	松岡 美紀君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	浦 聖子君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤 重信君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	竹上 欣宏君	自動車学校副校長	高木 慎君

午前9時00分開会

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めまして、おはようございます。これより令和4年第3回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に3番、高松幸茂議員、4番、樋口隆三議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月10日から6月21日までの12日間としたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがいまして、会期は、本日6月10日から6月21日までの12日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧いただきたいと思ひます。

3月22日に、うきは市土地開発公社理事会が開催されております。

以下、各会議等が開催されておりますので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので御覧いただきたいと思ひます。

以上で、諸般の報告を終わらせていただきます。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まづもってお礼を申し上げます。

本6月定例会は、報告案件のほか、補正予算や条例改正などに関して御審議をお願いするわけでありましたが、3月定例会閉会以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の配付に代えさせていただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わらせていただきます。

日程第4. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第2号から報告第6号まで5件、議案第35号から議案第39号まで5件、請願第1号1件、以上を上程します。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和4年第3回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、

議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

5月に入りまして次第に気温も上昇し、夏日となる日も増えてまいりました。日本気象協会の予想では、九州北部の梅雨入りは例年よりも遅くなっておりませんが、明日6月11日頃の予想となっております。近年、我が国においては、毎年地震、台風、集中豪雨、火災など様々な災害が多発しており、御承知のとおり福岡県では、昨年まで5年連続で大雨特別警報が発令され、そのたびに河川の氾濫や浸水などにより大きな被害を受けました。また、国内では相次ぐ中規模クラスの地震の発生は、切迫していると言われている南海トラフ地震や首都直下地震などの最大級の大地震との関連性も否定できず、様々な災害に対し、あらゆる事態を想定して備えていかなければならないと日々感じているところでございます。

うきは市は、平成24年の九州北部豪雨災害により、尊い人命を失うとともに、市内全域に大きな被害を受けました。あれからはや10年が経過し、当時の記憶と課題、反省が少しずつ薄れてあるような感覚に強い危機感を覚え、繰り返される大災害の教訓から、災害は歴史に学ぶことの重要性を改めて認識し、末永く防災・減災に全力で取り組んでいく覚悟を後世につないでいかなければならないと思いを新たにしているところでございます。

また、そのような中、広域的な取組として、昨年3月に国・県及び河川流域自治体により構成される筑後川流域治水協議会において、筑後川水系流域治水プロジェクトが策定されました。これにより流域治水への転換が加速し、河川管理者が主体で行っていた治水対策に加え、市町村の枠を超え、氾濫地域を含めた流域全体で協議し、水害を軽減させる取組が進められることとなります。今まで以上にハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災をスピード感をもって着実に進めていかなければならないと考えているところであります。

新型コロナウイルス感染症についてであります。福岡県におきましては、4月7日に感染再拡大防止対策期間を終了した以降も、福岡コロナ警報を継続し、感染再拡大の防止に努めてきました。こうした取組や県民及び事業者の皆様の御協力により、福岡県内の新規感染者数の7日移動平均は、5月中旬以降減少傾向が続いており、また病床使用率も20%を下回っていることなどから、福岡コロナ警報につきましても、6月1日から解除されたところでございます。

我が国におきましては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和4年6月1日時点で887万6,504人が感染し、3万659人の方がお亡くなりになられております。福岡県では42万6,302人が感染し、1,256人の方がお亡くなりになられております。うきは市におきましては、昨年9月26日に161番目の感染者が確認されてから、今年の1月11日までの3か月半、感染者が確認されていなかったのですが、1月12日から連日のように感染者が確認され、6月1日時点で1,756人の感染が確認されております。

感染拡大防止の切り札でありますワクチン接種に関しましては、浮羽医師会等の御協力の下、令和3年5月16日から接種を開始しておりまして、令和4年6月1日時点で、うきは市民全体では1回目接種率が79.45%、2回目接種率が78.79%、3回目接種率が58.70%となっております。また、4回目接種につきましては、対象となります60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患がある方、その他、重症化リスクが高いと医師が判断した方への接種券の発送を5月30日から開始し、6月1日から市内の医療機関での個別接種を開始したところでありまして。対象者が多くなる7月、8月には集団接種も実施する予定であります。今後も引き続き、市民の皆様のワクチン接種が円滑に進むよう、最大限の取組に努めてまいります。

さて、我が国の経済に関してであります。内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにするために、四半期ごとの国内総生産——GDP成長率を発表しております。6月8日に発表された令和4年1月期から3月期の改定値は、物価変動の影響を除いた実質GDP成長率は、前期比0.1%減、年率に換算すると0.5%減となり、2四半期ぶりのマイナス成長となっております。新型コロナウイルス変異株の感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の影響で、外食などの個人消費が振るわなかったと見られております。4月期から6月期以降につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響による原材料価格の上昇や、円安に伴う物価上昇による個人消費の低迷など、景気回復への影響が懸念されております。

このような経済情勢の中、政府は、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を閣議決定し、国会では、その関係経費等に係る令和4年度補正予算が5月31日に成立したところであります。今後、国からは、原油価格や物価高騰等によって、既にコロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれた生活者の支援や、特に影響を受ける業種の中小、小規模事業者等に対する支援の具体的な内容が示されるものと思われまます。また、福岡県におきましても、国の支援措置を踏まえて6月3日に補正予算が成立しており、今後、その支援内容が明らかになるものと考えております。

うきは市では、厳しい財政状況の中でありまますが、今後の国や県の施策動向を注視しつつ、コロナ禍において物価高騰の影響を受けた市民の皆様や事業者の皆様の負担軽減となる支援措置を講じるとともに、新しい生活様式を踏まえたまちづくりや、SDGsと脱炭素化を踏まえた持続可能な地域づくり、若年層の人口減少対策などの重要な課題について取組を強化させていく所存であります。

施策の推進に当たりましては、議会との連携が重要でございます。議員の皆様への御理解、御協力を賜りながら施策を進めてまいりる所存であります。活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件2件、予算案件3件、報告案件5件となっております。

ります。

まず、報告第2号は、一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

2款1項総務管理費ほか、計30事業につきまして、令和3年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第3号は、自動車学校特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

1款2項事業費の1事業につきまして、令和3年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第4号は、下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

4款1項、資本的支出の建設改良費の計2事業につきまして、令和3年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものでございます。

報告第5号は、うきは市土地開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報告をするものでございます。

報告第6号は、専決処分 of 報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をした交通事故による和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

議案第35号から議案第37号までは、令和4年度補正予算についてであります。

議案第35号は、令和4年度うきは市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,428万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億5,498万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫負担金2,163万1,000円、国庫補助金9,664万9,000円、基金繰入金1億1,160万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費2,268万1,000円、民生費では社会福祉費4,413万7,000円、児童福祉費5,947万3,000円、衛生費では保健衛生費3,986万1,000円、教育費では小学校費1,930万8,000円、中学校費1,096万3,000円、社会教育費1,258万5,000円、予備費2,046万1,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第36号は、令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第37号は、令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的支出の額に290万4,000円を追加し13億146万9,000円とするものでございます。並びに資本的収入の額から1,960万8,000円を減額し6億9,527万4,000円とし、資本的支出の額から1,956万円を減額し10億4,990万2,000円とするものでございます。収益的支出は、営業費用290万4,000円の増額補正を計上いたしております。資本的収入は、企業債950万円、補助金等1,010万8,000円の減額補正を計上いたしております。資本的支出は、建設改良費1,956万円の減額補正を計上いたしております。

議案第38号は、うきは市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

租税特別措置法施行令の改正に伴い、うきは市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第39号は、うきは市税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

e L T A X共通納税システム及び地方公共団体情報システムの標準化に対応するため、従来の3税集合徴収方式を単税ごとの徴収方式にすることに伴い、うきは市税の徴収等の特例に関する条例を廃止するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

日程第6. 報告第2号

○議長（江藤 芳光君） 日程第6、報告第2号一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 皆さん、おはようございます。企画財政課の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に報告第2号一般会計繰越明許費繰越計算書と、その説明資料がございますので、お手元に準備をお願いいたします。読み上げます。

報告第2号一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和3年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したもので、同項の規定により報告する。令和4年6月10日提出。うきは市長高木典雄。

2ページをお願いいたします。

繰越明許費について、款項及び事業名ごとに金額、翌年度繰越額、そして右のほうに財源内訳等を記載しております。表の中ほどになりますが、金額欄は令和3年度の繰越明許費で定めまして翌年度へ繰越しができる限度額を表しております。その右横になりますが、翌年度繰越額欄が、限度額の範囲内で実際に令和4年度へ繰り越していく金額を表示しております。

事業も多数になりますので、それぞれ事業内容につきましては、既に御説明を申し上げておりますので省略をさせていただきますが、最後の3ページにありますように、合計で30件の繰越しとなりまして、翌年度繰越額の合計としましては8億397万6,000円となります。財源としましては、記載のとおりでございます。特定財源を除いた一般財源の1億3,790万6,000円、こちらが令和3年度から令和4年度へ繰り越す一般財源となります。

以上で説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと確認だけさせていただこうと思います。

3月で補正のときに出されていた分で、今回載ってない部分が3つかな、あったと思いますので確認だけしておきます。

1つは、浮羽庁舎関係の中央監視装置のところがあったかと思います。これも半導体入荷が遅れるということで説明があったというふうに思いますけれど、それはどうなっているのかというのを確認。

それから、小学校費で大石小学校の食器洗い機、それから浮羽中学校費で営繕工事費があったと思うんですけど、それはどうなっているのか確認をさせていただこうと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 議員おっしゃるように、3月議会で繰越明許費を設定させていただきました2款1項の浮羽庁舎の中央監視装置更新工事費748万円。それから、10款2項の大石小学校の食器洗浄機、こちら313万5,000円。10款3項の浮羽中学校の営繕工事費の分が92万4,000円、それぞれ繰越しということでお願いをしておりましたが、年度内に工事のほうが終わりましたので、今回はもう、繰越しをしないということになっております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） はい、分かりました。それと、あと少し気になったところがありますので、お尋ねをしたいと思います。

改めて、8款2項の道路橋りょう費、若干、当初予算との関係で言うと執行されているという状況があるかと思えますけれども、受注資材関係のところ、この間ずっと入ってないということもあって、見通しについてちょっと確認をしたいなというふうに思います。

それから、これも9月に計上されていた御幸小学校のやつがあったと思うんですね。あれも最後の大規模改修ということでされていますけども、その辺で影響がないかどうか確認をしたいというふうに思います。

それからもう一点、2款1項で、まちづくり事業ということでなっていたんですけど、私が記録、メモをしていないのが悪いんですけど、具体的な事業に着手されているのかどうか確認をしたいと思えます。

以上、3点です。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、御質問1点目の8款2項の土木費関係でございますけれども、議員御指摘のように、資材の高騰が進んでおります。組合のほうから、こういった関係については市のほうでも十分配慮してくれというふうな御要望は頂いておりますけれども、昨年1月からかなり上がり始めて、またさらに今年1月から価格帯がかなり上がっております。ただ、事業につきましては、繰越分については本年度で完了する予定で進めてまいりたいというふうに思っております。

また、御幸小学校の改修工事につきましても、事業者確定をしておりますので、夏休み期間を超えますけれども、予定どおり実施をするところで、現在、進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課です。

2款1項のまちづくり事業の件、ここに書いておりますのが官民連携まちなか再生推進事業委託料のことかと思えます。こちらにつきましては国の10分の10の事業ということで、現在、予定どおり進めさせていただいております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。3回目。

○議員（8番 岩淵 和明君） まちづくり事業については具体的に何をしているのか、今年度までになっていたと思うんですね。私が記憶になかったので、それでも具体的な事業が分かっ

いれば、ちょっと教えていただきたいということでした。

それと繰越明許について全体で、この間ずっと、コロナの頃で繰越明許の額が非常に増えているという状況があります。9月に決算があるわけですがけれども、予算執行率との関係も含めて、やっぱり影響があるだろうというふうに思いますので、この辺のところの見通しというか、資材の高騰とか予期せぬ状況というのはやっぱりあるかと思えますけれど、仕方ない部分もありますけれども、その点は十分に配慮して、繰越明許について提案いただければありがたいなど。これは要望というか、ことですので、何かあればお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 手島うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 先ほどのまちなか再生事業のことですけれども、こちらについてはウォークアブルなまちづくりを進めるということで、筑後吉井の中心街ですね、こちらにつきまして、皆さんが歩いて楽しめるまちづくりを進めるということで昨年度から行っております。ワークショップを行いまして、昨年からやってきておりまして2年目になっております。引き続き、今、予算を計上させていただいて、事業を2年目として進めておるところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 繰越しの関係でございます。

議員も御指摘のとおり、ここ数年、コロナの対策関係の事業、それから、これは国の事業等も、特にワクチンの接種事業とかいろいろ国からの事業も下りてきておりますので、そういった部分なり、中学校の大規模な改造工事等もあつたりして、年によって差はありますけれども、繰越しが増えているような状況になっております。極力繰越しにならないように努めておりますけれども、補助事業等の事業の内容によって、やっぱりどうしても繰越しをしてやっていけない事業もございますので、その点、議員の御指摘の点はしっかり踏まえまして、今後も予算執行に努めてまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 今の質疑は、課長、その質疑は、結局、中間報告、9月の決算までの動向をという話も含んでましたよね。繰越明許、繰り越ししとるけど、これだけの多量のあれを繰り越しているから、その間の中間の経過報告なり何らかというふうな要望で出ましたけど、何かありましたらということでしたから。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 全協なりの場で、そういう報告ができるようなふうにとまれば、全協なりで報告なりをしていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 5番、組坂です。

1点だけ、小学校、中学校費のコロナ対策消耗品費、この消耗品、繰越明許は認めておるからですね、なんですけど、消耗品を繰り越すというのが、今回どういった形で消耗品、消耗品やらタイムリーにコロナ対策で準備しなければならないと個人的には思うんですけど、今年度に繰り越して、どういった形で消耗品を準備するのか教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 井上学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課、井上でございます。

国の補助の関係で、令和3年度に申請をしまして、令和4年度で使えるようにしておるものがございます。ですので、全額繰越しをして今年の消耗品、今年の備品として使わせていただくようにしているものがございます。

具体的に学校で使う消耗品としてコロナで使うものを挙げておりますけども、除菌シートでありますとか、保護者のほうに配布する紙にしても、コロナの関係の分を保護者の方にお知らせする場合の紙代ですとか、それも消耗品として使うようにしております。ただ、備品を20万円、そのほかを消耗品として計上しておりますけども、そこは使う備品の数が、もっと20万円を超すという場合には協議をさせていただきまして、備品のほうに消耗品から流用するというところも考えながらしているところでございます。そこの辺りは臨機応変にさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 大体了解しましたが、基本的にコロナ対策となると、消耗品やというのは、そのときそのとき必要なときに購入をせんと意味がないのかなという思いがして、1年遅れてそういったのが、今の現状にマッチするのかなというのがちょっと疑問で、感染対策ですから、これは永久に使われるとは思うんですけど、こちらのほうも3月のときに繰越明許であられてますから言えませんが、やっぱり消耗品関係というのは、必要なものはその都度、予算はつくってでも、国の予算が下りたから購入するんじゃなくて、やるべきことは今後やっていかなければならないと個人的には思いましたので、よろしく願いしておきます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 議員のおっしゃるとおりで、消耗品というのはそのときに必要なものというところでございますけども、令和2年度のときから、国のほうからそういう予算がついておりまして、令和2年度のときにも繰り越して令和3年度に活用させていただいております。そういうふうにご子供たちの安全をするために国から補助が出ておりますので、活用させていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、樋口でございます。

2款1項に、先ほどと重複するかもしれませんが、地域の持続的発展のための商業・まちづくり推進事業というタイトルでございますので、この持続的発展といいますと、過疎地域の特別措置法というのが昨年指定されましたので、その関連でこういうタイトルが上がってきたのかなど。この地域としては、吉井町で使われるのか、浮羽町で使われるのか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 御指摘の件でございます。この事業名につきましては、国の事業名のほうを活用させていただいて、ここに記載をさせていただいております。

この、お尋ねの官民連携まちなか再生推進事業委託料、こちらにつきましては、今回、吉井の中心街である町並みですね、こちらのほうが対象区域になっております。浮羽のほうの区域というのは、今回うきは市のほうでは申請をしておりませんで、持続的と書いておりますのは、昨今のSDGsの問題であったりするというので、そういった言葉が最近使われておりますが、過疎地域のほうとはまた今回は別ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号の報告を終わらせていただきます。

日程第7. 報告第3号

○議長（江藤 芳光君） 日程第7、報告第3号自動車学校特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 続きまして、報告第3号のほうになります。こちらも補足説明資料も準備しております。

報告第3号自動車学校特別会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和3年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。令和4年6月10日提出。うきは市長高木典雄。

先ほどの一般会計と同様でございます。2ページのほうになりますけれども、先ほどと同様の内容で記載をしております。今回繰り越すのは1件だけで、1款2項の事業費、教習車等購入費の200万円でございます。3月議会のほうで繰越しを認めていただいた分でございますが、昨

今の半導体不足等により、年度内の納入が困難であるためということで繰り越していた部分でございます。同額を繰り越すものでございます。

なお、財源としてはその他にあります。自動車学校の特別会計の財政調整基金のほうから200万円取り崩して使うようにしております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号の報告を終わらせていただきます。

日程第8. 報告第4号

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、報告第4号下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） おはようございます。水環境課の瀧内でございます。よろしくお願いたします。

お手元の資料、報告第4号下水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。読み上げて報告いたします。

報告第4号下水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和3年度から繰り越して使用することができる経費について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。令和4年6月10日提出。うきは市長高木典雄。

2ページ目をお開きください。

令和3年度うきは市下水道事業会計予算繰越計算書です。今回、繰越しを行う事業が2件ございます。

1つ目が、4款1項、浮羽・吉井浄化センター改築工事で、翌年度繰越額が2,620万円です。

2つ目が、4款1項、今竹マンホールポンプ場制御盤復旧工事で、翌年度繰越額が401万5,000円です。いずれも新型コロナウイルス感染症対策の影響により、機器の製作などに不測の日数を要することにより繰越しを行うものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと説明を求めたいと思いますので。

議案書の2ページの表のところに支払義務発生額というのが書かれてたので、これはどういう意味なのか確認をしたいということと。

それから、説明の中に書いてある、一般論で書いてあるんですけど、具体的にどの程度時期が遅れているのか。どういった部品というか、何が原因なのかというのを、もう1回きちんと説明いただきたいということ。

それから3点目は、今竹のマンホールの関係ですけど、どのような影響が、今現在、これから雨の時期も含めてあるので、そういった影響とかというのはないのかどうか、改めてその辺の完了見通しも含めて御説明をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 今、岩淵議員のほうから3点御質問いただきました。

まず、1点目の支払義務発生額の言葉の説明でございます。

2ページ目の表頭に支払義務発生額という言葉がございますが、令和3年度に実際、事業が完了しまして、支払いが終わっている金額という意味でございます。

それから、事業の実施時期でございます。

まず、浮羽・吉井浄化センター改築工事の部分につきましては、令和3年度分を秋頃までにはその分を終わらせるということでございます。あと、今竹マンホールの分も、6月いっぱいには完了をするというところで進めております。

それから、3点目の今竹マンホールポンプの影響の部分なんですけども、これにつきましては、昨年11月4日の夜間と思われるんですけども、何者かと思われる車両が制御盤に追突しております。朝の連絡を受けまして確認をして、警察の現場検証などもしておるんですけど、ぶつけた方というのはまだ分かっておりません。制御盤のカバーと支柱が曲がっています。になっております。マンホールポンプ自体は動いてるんですけども、かなり支柱も曲がっていますし、内部のほうもかなりのショックを受けているということで、取替えが必要ということで取替えを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号の報告を終わらせていただきます。

日程第9. 報告第5号

○議長（江藤 芳光君） 日程第9、報告第5号うきは市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 都市計画準備課の石井でございます。御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

報告第5号うきは市土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について別紙のとおり報告する。令和4年6月10日提出。うきは市長高木典雄。

お手元に本年5月16日開催の第2回理事会議案並びに本年3月22日開催の第1回理事会議案の資料を配付しております。経営状況の説明については、第2回理事会の事業報告及び決算の承認のほうで説明させていただきます。

理事会議案書の3ページをお開きください。令和3年度の事業報告です。

三春工業団地について、昨年度、未売却地1万7,092平方メートルの維持管理を行っております。また課題となっていた地下水の確保について、水源調査を踏まえた、さく井工事を実施しました。水環境課の設定している14項目で地下水の検査をした結果、基準値内に収まる結果となりましたので、課題は解決したものと考えております。

続いて、4ページの財産目録です。

普通預金166万296円、定期預金500万円、完成土地等1億4,575万7,490円、資産合計1億5,241万7,786円です。次に、負債は1,100万円です。差引純財産が1億4,141万7,786円です。

5ページをお開きください。現金及び預金明細表です。

普通預金と定期預金の合計で666万296円です。

続いて、6ページの貸借対照表です。公社の経営状況を表すものでございます。

初めに資産の部です。流動資産として、現金及び預金666万296円、完成土地等1億4,575万7,490円、合計1億5,241万7,786円です。固定資産はありません。資産合計1億5,241万7,786円です。

続いて、負債の部です。流動負債として、短期借入金1,100万円、負債合計1,100万円です。

次の資本の部は、資本金として、基本財産500万円、準備金として、前期繰越準備金1億3,693万3,383円、当期純利益マイナス51万5,597円で、内訳は7ページで説明い

たします。以上を通算して、準備金合計1億3,641万7,786円、資本の部の合計が1億4,141万7,786円です。負債資本合計は1億5,241万7,786円です。

7ページをお開きください。損益計算書です。年間の収益と費用の状況を示すものです。

まず、事業収益ゼロ円で、昨年度は土地の売買はありませんでした。

次に、2、事業原価はゼロ円です。

次に、3の販売費及び一般管理費54万9,368円。内訳は10ページの決算資料で説明いたします。事業利益は事業収益、事業原価、販売費及び一般管理費を通算したマイナス54万9,368円です。

4の事業外収益として、受取利息141円、雑収益3万4,400円、合計3万4,541円です。

5の事業外費用は、支払利息が770円、短期借入金の利息となります。経常利益は事業利益、事業外収益、事業外費用を通算したマイナス51万5,597円です。当期純利益も経常利益と同額です。

続いて、8ページのキャッシュ・フロー計算書です。現金の流れを示すもので、末尾の現金及び現金同等物期末残高は、5ページの現金及び預金明細表に一致し666万296円です。

9ページをお開きください。うきは市土地開発基金からの借入金1,100万円です。短期借入金明細表ですが、利率が0.007%の分が令和2年度の借入金分で、令和3年度中に返済しております。また利率0.003%の分が、令和3年度の借入金となります。

続いて、10ページの決算資料です。

初めに、収益的収入です。一番右の収入済額の欄を御覧ください。

1の事業収益、完成土地等売却収益ゼロ円。2の事業外収益、預金利息141円、その他の雑収益3万4,400円、これは未売却地の一部を資材置場として貸し付けた収益です。合計3万4,541円です。

次に、収益的支出です。一番右の支出済額の欄を御覧ください。

1の事業原価、三春工業団地売却原価はゼロ円です。

2の販売費及び一般管理費です。まず、1の人件費です。報酬7万200円は、理事会出席などに関わるものです。次に、2の経費です。旅費ゼロ円、需用費1万9,368円は工業団地草刈り等の燃料費等になります。次に、3の使用料3万9,600円は、インターネット企業情報サービス利用料です。4の委託料ゼロ円。5の公租公課費42万200円は、未売却地に係る固定資産税です。

以上、販売費及び一般管理費の合計が54万9,368円です。

次に、3の事業外費用、短期借入金利息770円。

4の予備費ゼロ円。

以上、収益的支出合計は55万138円です。

11ページをお開きください。資本的収入と資本的支出です。

昨年度、三春工業団地の水源調査を行ったことで、短期借入れする形となっておりますのが1,100万円です。予算として1,800万円を想定しておりましたが、井戸さく井工事が新たな借入れをしなくても対応できると分かりましたので、資本的収入は1,100万円となります。

資本的支出は、工事請負費の206万8,000円と短期借入金償還金の1,100万円です。予備費はゼロで、資本的支出合計は1,306万8,000円となります。

続いて、12ページの資本金明細表です。

うきは市から土地開発公社に出資した基本財産500万円です。

13ページをお開きください。令和3年度完成土地明細表です。

井戸さく井工事に係る費用がイの3、工事費に206万8,000円ございますので、その分が増となります。なお、期末残高として、未売却地が面積1万7,092平方メートルで、その帳簿上の価格が1億4,575万7,490円となっております。

14ページには、監査意見書を添付しております。

以上、説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 13ページに決算報告ということになってますけども、イのほうに残りの部分があるわけですがけれども、これについての今後の見通しについて、何かありましたらお尋ねしたいということと、全体で1億4,500万円になりますけれど、今後この土地開発公社そのものの在り方について、どうしようとしているのか、その辺も併せて考えがあったらお聞かせいただきたいということです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（石井 孝幸君） 13ページ、イの部分に関わる御質問ですが、残る土地が1区画ございます。その部分の今、一応交渉しておりますが、今後、売買契約のほうに進んでいきたいと考えております。

あと公社の在り方なんですけれども、残る区画が無事売買が終わり、そこに建設が始まり、竣工を迎えるまでは見守っていきいたいと考えておりますけれども、その後は、公社としての目的は果たしておりますので、解散も見据えて検討していきいたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江藤 芳光君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号の報告を終わらせていただきます。

日程第10. 報告第6号

○議長(江藤 芳光君) 日程第10、報告第6号専決処分の報告について(交通事故による和解及び損害賠償額の決定について)を議題といたします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長(松竹 信彦君) 自動車学校の松竹でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

専決第6号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分手項について、別紙のとおり専決処分する。令和4年5月19日。うきは市長高木典雄。

次に、4ページをお願いいたします。

交通事故による和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

発生日時は、令和4年1月18日火曜日17時43分頃で、発生場所は記載のとおりでございます。

事故の概要は、自動車学校生徒送迎車の運転手が、ガソリンスタンドで給油後、敷地内に車を停車させ、ガソリンスタンドのトイレに入ったところ、停車した場所は緩やかな傾斜があり、サイドブレーキのかけ方が緩かったため、車が途中で動き出し、ガソリンスタンド内に設置されている固定式の高圧洗浄機に衝突し、破損させたものでございます。

相手方は、うきは市内の法人でございます。

次に、和解の内容でございます。

損害額は、うきは市側が16万3,000円、これは車両の修繕料でございます。相手方が高圧洗浄機30万1,400円、水道電気設備10万2,190円、合わせまして40万3,590円でございます。損害内容は、スクールバスが車両の前方バンパーの部分が破損、相手方が、高圧洗浄機、水道電気設備破損でございます。

責任の割合につきましては、うきは市側が100%でございます。

決済方法につきましては、うきは市側が40万3,590円全額を支払うことで、今後、本件に関して双方とも一切の異議申立て及び請求を行わないことで和解をいたしております。

専決処分日は、令和4年5月19日でございます。

今回、安全運転教育を行う自動車学校の送迎車による物損事故ということで、今後こういった

ことがないよう、再発防止にしっかりと努めていく所存でございます。まことに申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 3点お尋ねいたします。

まず1点目は、この賠償金は市のかたっている自動車保険になるのでしょうか。それからの支払いというような理解でよろしいのか。

2点目、これが1月18日に発生し、全協への報告は6月でありました。過去4年間でもいろいろ事件、事故は当然人が動くわけですし相手方もいるわけですがけれども、この事故の件は、再発防止の教訓として各課各係でどのようなことがいつなされたのか。

それから、3点目はちっちゃなことですが、バンパーの部分破損というのか、バンパーを取り替えたそのバンパー代と、その工賃という理解でいいのか。それともバンパーをたたき直すというのか、そういうふうな形にされたのか。

以上、3点お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしく願いいたします。

まず、3点の御質問のうち2点につきまして、私のほうから回答させていただきます。

この保険につきましては、市所有の車両を市の事業を目的として運転するものでございますので、当然ながら市の保険のほうから支払うということになります。

それから2点目、市の職員内での情報共有と申しますか、教訓にしたらというお話でございます。至極ごもっともでございます。ちょっとタイミング的にこれ、議会、それから全員協議会の報告を優先させていただいたところもございますが、まず、事故直後には第一報としまして管理職会議にて報告をいたしまして、今後、このようなことがないようにという指導はしております。その後の全協の御報告は遅くなったことについては、大変申し訳なく思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 3点目でございますけれども、バンパーですが、バンパーは取替えをしております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点目の事故の再発防止の件なんですけど、以前、庁舎の駐車場で

あったときは、前向きにしている、バックで出ていたからいけないということで、そのことの防止策として、後ろ向きに止めて、前が安全確認できるようにということがあったと思っています。しかし、今のお話ですと、管理職会議で今後こんなことがないようにというのであれば、これは再発防止になり得ないんじゃないかなと思うんですよ。すみませんが、吉松課長の課ではどのような話合いがなされたのか、もう少し具体的にお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 直後の管理職会議では、実際事実といたしまして、車両を止めておりましたところ、サイドブレーキの効きが悪かったというところが原因としてはほぼ確定しておりましたので、車両を止めるところ、それから、若干敷地内傾斜があったというところも聞いております。そういったところにつきましては、サイドブレーキのかけることについては、確実にを行うようにというような話をしております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。3回目。

○議員（7番 竹永 茂美君） 再発防止であれば、それぞれの係で、このような、今いただきますような事故の概略を説明されて、それぞれの係なりの方がどうすればいいかということ話し合っ、結論として今、課長が言われたところに達しないと、最初から今後こんなことがないというような形になってしまうと、それは再発防止としては非常に甘いんじゃないかなと思います。どのような、過去もたくさんありましたけれども、話合いがなされているのか、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 例えば、一般的に多いのは、やはり公道上での車両と車両の衝突ですとか、そういったことが一般的には多いと思います。

今回につきましては、若干趣きが違うといえますか、敷地内の構造物に衝突したということで、この原因については、やはりサイドブレーキが緩かったというところ。それから、それをそのままにして車を離れたというところが一番大きな原因であるということは、言わば明白でございますので、そういったところについてお話をしたと。一般的に、例えば交通事故となりますと、いろんな要因が考えられます。こちら側といえますか、乙側、甲側いろんな要素で過失があったりなかったりということもあろうと思いますので、そういった部分については、皆さんの意見を出していただきながら、よりよい交通安全の方策については協議をするところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 5番、組坂です。

1点、今回の事故に関する3番目の事故の概要で、自動車学校生徒送迎車の運転手と。先日、全協で資料をもらって、資料を返却せなんやったからよく分からなかったんですけど、自動車学校の特別会計を見ると、事業費の中に送迎車は委託されてるんですよ。この事故を起こされた方を非難するわけじゃないんですけど、委託業者なのか、それとも学校の職員なのか、そのところを説明していただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 松竹自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 委託でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） そうすると、委託契約に基づいて、個人的に考えると、委託先が事故やったんなら責任というのはそちらじゃないんですかね。そういった報告もなしに、うきは市が100%補償すると、どういった契約になっているのか、そういったのが分かる資料があれば、提出をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 松竹自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 車両は自動車学校の車両での事故ということになりますので、その車両の保険を使うということになっております。

以上です。それと、すみません、契約書はありますので、後で御報告いたします。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。3回目。

○議員（5番 組坂 公明君） 市長に伺いたと思います。

こういった委託を締結して、そこの方が事故を起こしたときの責任というのは、当然市も契約するからあると思うんですけど、こういった今、学校長さんの報告では委託業者が運転手ということで、市の職員ではないと。こういった形で、そういった十分な報告も受けておらずに、こういった専決がされていいのかというのに、えらい疑義を生じるわけですけど、質問のやり方がいけないと思うんですけど、そのところは市長はどうお考えになっているか、ちょっとお答えいただければと。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、自動車学校長が答弁しておりますように運転業務、実はシルバー人材センターに業務を委託しております。一般論で聞いていただきたいと思いますが、議員御指摘のように、要は委託契約の中身だろうと思います。一般的には議員が御懸念しているように、契約の中で運転業務と車両保険についても、私どもが委託者として委託料の中に組み込んでおれば、当然そちらの責任でやるものでありますが、今回シルバー人材センターということもありまして、そういうのは一切委託内容に盛り込んでいなくて、こちらのほうで対応して、純粹に送迎業務の

みを行っていただくという委託内容になっていることを、ちょっと御理解いただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。9番、熊懐議員。

○議員（9番 熊懐 和明君） 熊懐です。私はちょっとささいなことで質問させていただきます。

この前も信号機の無視で事故がございました。今度もサイドブレーキのかけ方が緩かった、ちょっと自動車学校の送迎に対しては、もってのほかだと私は思っております。これはシルバー人材でお年寄りの方だとは思いますが、そこのところはやっぱり高齢者の講習などしておりますからね。そのところで度々こういう、自動車学校がちゃんと指導する立場でありながらですよ。送迎車が事故を何度も起こして、淡々と説明だけで終わっていいのかなと感じましたので、その後の対策として、どういうことを指導したり今後の課題にしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 松竹自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 前回の事故につきましては、事故を起こした運転手に対して、指導員が運転するバスに乗車して見学、研修というのを11回。今度は逆に指導員が同乗して、運転者を指導するという研修を22回実施しております。また、派遣された運転手に対しても、最初に指導員が運転するバスに同乗したり、逆に運転を指導したりという研修を行っております。今後、この送迎だけじゃなくて、自家用車とかそういったところでも十分注意するよう指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懐議員。

○議員（9番 熊懐 和明君） 私、運転手さんが悪いと言ってることではなくて、私ももう、高齢者ですから不注意なときはあります。それはあると思います。何でこれが、私が不思議かといいますと、そういうことでありますから、高齢者講習もやっておりますから、そういう乗っていただく人には月に1回とか、注意喚起するような講習なり、コースを回るなり、何かしていかなと、私も注意されて一、二か月すれば、ぼーっとして分からなくなりますから、そこのところをもう少し身近に、何回乗せるじゃなくて注意喚起するような指導をしていただきたいと思います。質問させていただきました。

○議長（江藤 芳光君） 松竹自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 御指摘のとおり、今後そういった月に1回の研修とか、そういったのをやっていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号の報告を終わります。

日程第11. 議案第36号

○議長（江藤 芳光君） 日程第11、議案第36号令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。松竹自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 自動車学校の松竹でございます。お願いいたします。

それでは、補正予算書の31ページをお願いいたします。

議案第36号令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年6月10日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、36ページをお開きください。

歳出、1款2項1目10節、光熱水費として117万6,000円の増額補正のお願いでございます。これは電気契約変更に伴う不足分でございます。

次に、37ページをお願いいたします。

2款1項1目予備費に117万6,000円の減額補正を計上いたしております。これは、先ほどの光熱水費の不足分を予備費から充当するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっとお尋ねだけします。

117万6,000円ということでありましてけれど、当初予算が光熱水費で129万2,000円だったと思うんですね。需用費というふうに計上されているんですけど、それは今回117万6,000円ということ、これは電気代、光熱水費の電気の高騰分全額なのか、それによって、要は需用費の内訳も全部電気代だったのかどうかも含めて、電気代は実際どのくらい上がっているのかがよく分からないので、その明細が分かれば教えていただきたいです。

○議長（江藤 芳光君） 山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今回の分は、電気代分の高騰分の補正になります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） じゃあ、前の需用費、当初予算の計上された需用費というのも全部電気代ということですか。これ、ちょっとほかの一般会計にも影響することなんで、その辺をちょっと、需用費として当初予算で計上されているのは、全部電気代ということで理解すればいいんですか。その確認です。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） すみません。ちょっと私の説明もまずかったですけど、需用費としては、ほかにも燃料費なり印刷製本費等もあって、当初予算で858万4,000円計上されております。今回、光熱水費、これが129万2,000円当初で計上されておりますけど、これに117万6,000円を増額させていただくということでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 今回、電気代が上がるということでの増額補正は、5月の全協で資料をもらったんですけど、市として、これは金額が上がるから当然増額にはなると思うんですけど、節電の取組というのはされているのか。そういった、今度は電力量というか——料金じゃなくて量ですね、を減らすような取組ってされているのか、伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 庁舎管理に関連すると思いますので、私のほうから説明させていただきます。

常日頃、電気を起こす仕組み自体が、省電力の仕組みをまずは活用しております。それから、これはちょっと非常に説明が難しいんですが、例えば、電気料金のピークがございまして。例えば、朝特に夏などになりますと、朝、職員が参りますとエアコンをがっつと入れると、みんなで一斉に入れるということで、電気量がばーっとピークを迎えます。電気料金の基本料金というのが、ピークを迎える、そのピークを基準に計算されるということがございまして、そのピークをなるべく後に後にずらすというようなことが必要になってまいります。そういったシステムといえますか、そういう仕組みも取り入れておまして、そういったところで、電気量が減るかはまた別としましても、電気料金の節約については、そういった形で節減に努めているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。市の施設というのは、ここの市役所だけじゃありませんから、いろいろな公共施設がありますので、共通認識の下にそういった取組もやっていくべきだろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第36号は可決することに決しました。

これで暫時休憩します。10時45分より再開します。

午前10時28分休憩

午前10時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

日程第12、議案第37号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、議案第37号令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。瀧内水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書39ページをお開きください。

議案第37号令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条、令和4年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の部。第2款下水道事業費用、補正予定額290万4,000円、計13億146万

9,000円。第1項営業費用、補正予定額290万4,000円、計11億3,311万5,000円。

40ページをお開きください。

資本的収入及び支出の補正、第3条、予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額3億5,462万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金3億5,462万8,000円で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部。第3款下水道事業資本的収入、補正予定額1,960万8,000円の減、計6億9,527万4,000円。第1項企業債、補正予定額950万円の減、計2億4,770万円。第3項補助金等、補正予定額1,010万8,000円の減、計2億2,862万1,000円。

支出の部。第4款下水道事業資本的支出、補正予定額1,956万円の減、計10億4,990万2,000円。第1項建設改良費、補正予定額1,956万円の減、計4億4,471万1,000円。

債務負担行為の補正、第4条、債務を負担することができる限度額を、次のとおり補正する。

吉井浄化センター建設工事委託料。補正後の限度額5億856万円。

企業債の補正、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおり補正する。

起債の目的、下水道事業。補正後の限度額2億4,360万円。令和4年6月10日提出。うきは市長高木典雄。

43ページをお開きください。

令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算実施計画です。内容につきましては、6月2日の全員協議会で資料をお渡しさせていただいたものとなります。

まず、収益的収入及び支出です。

支出の部。2款1項3目処理場費290万4,000円の増です。光熱水費で電気料高騰に伴うものです。

続きまして、44ページをお開きください。

資本的収入及び支出です。3つの事業について、それぞれ収入、支出、関連があります。まず先に下段の支出のほうから説明いたします。

支出の部。4款1項1目管路建設改良費700万円の増です。下水道管敷設に係る工事費です。続きまして、2目処理場建設改良費2,656万円の減です。内訳は、吉井浄化センター建設工事委託分が3,656万円の減、し尿処理施設広域化・共同化検討業務委託分が1,000万円の増となります。

次に、上段の収入のほうを説明いたします。

収入の部。3款1項1目企業債950万円の減です。内訳は、吉井浄化センター建設工事委託分が1,650万円の減、下水道管敷設工事分が700万円の増となります。

3項1目国庫補助金1,510万8,000円の減です。内訳は、吉井浄化センター建設工事委託分が2,010万8,000円の減、し尿処理施設広域化・共同化検討業務分が500万円の増となります。

最後に3項3目他会計補助金500万円の増です。し尿処理施設広域化・共同化検討業務分となります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） すみません、1つだけお尋ねしたいと思います。

ページ数は43ページですけど、支出の分の補正額290万4,000円とか書いてあって、処理場費と書いてあるんですけど、これは光熱水費となっているんですけど、本予算のところにはポンプもあるんですけど、そこに同じように光熱水費があるんですけど、そっちの変更はないということの理由、説明をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） ただいま岩淵議員のほうから御指摘いただきましたように、マンホールポンプのほうにも光熱費がございます。今回、いろいろな試算と申しますか、計算をした中で、当面処理場のほうの増額の分で対応のみで考えられるんじゃないかということで、この分の計上のみとなっております。

○議長（江藤 芳光君） 山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） ちょっと補足をしたいと思います。今回、全体的に電気料関係の補正をお願いしておりますけど、その分は高压の23施設を対象にしております。低压の分とか一般の分は今回、補正には上げておりませんので、そういうことでお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） とすると、一般の分は上がらない、補正を上げなくて賄えるという認識でいいんですか。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 一般の分は、これまで電力入札を秋口にして、そして12月なりの補正予算で足りないところについては補正をさせていただいております。今回、6月補正に上げました分は、取りあえず緊急的に契約変更で増額になる高压分を補正したところでございま

す。また、そういった不足する事態になれば、また補正のお願いをする形になるかと思えます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号につきましては委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第37号は可決することに決しました。

日程第13. 議案第38号

○議長（江藤 芳光君） 日程第13、議案第38号うきは市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の朗読は省略をいたします。

説明を求めます。大石税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） おはようございます。税務課の大石です。よろしく願いいたします。

議案書5ページをお開きください。

議案第38号うきは市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和4年6月10日。うきは市長高木典雄。

次のページを御覧ください。内容は1か所です。

第1条の中の「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

新旧対照表の1ページを御覧ください。具体的な箇所についてはアンダーラインを引いております。

本条例は、昨年12月議会において新規制定の議決をいただいた、うきは市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正となります。引用しております文言が規定されておりました租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたため改正するものです。施行日は公布の日としております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は可決することに決しました。

日程第14. 請願の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、請願の委員会付託を行います。

今まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、会議規則第86条の規定によりまして所管の委員会に付託をいたします。

日程第15. 議会改革特別委員会の設置について

○議長（江藤 芳光君） 日程第15、議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議会改革に関する調査研究を行うため、議員全員による議会改革特別委員会を設置したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議員全員による特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。特別委員会の委員長及び副委員長の選出につきましては、議長の指名推選にしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定しました。

それでは、議会改革特別委員会の委員長に13番、野鶴修議員、副委員長に7番、竹永茂美議員を指名して決定をいたします。

日程第16. 議会改革特別委員会への調査付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第16、議会改革特別委員会への調査付託を議題とします。

お諮りします。議会改革に関する調査研究を議会改革特別委員会へ付託し、閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議会改革に関する調査研究を議会改革特別委員会へ付託し、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第17. 市民生活基盤対策（上水道整備・ごみ処理等）特別委員会の設置について

○議長（江藤 芳光君） 日程第17、市民生活基盤対策（上水道整備・ごみ処理等）特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。上水道整備及びごみ処理等に関する調査を行うため、議員全員による特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議員全員による特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定しました。

市民生活基盤対策（上水道整備・ごみ処理等）特別委員会の委員長に14番、江藤芳光議員、

副委員長に8番、岩淵和明議員を指名して決定いたします。

日程第18. 市民生活基盤対策（上水道整備・ごみ処理等）特別委員会への調査付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第18、市民生活基盤対策（上水道整備・ごみ処理等）特別委員会への調査付託を議題とします。

お諮りします。上水道整備及びごみ処理等に関する調査研究を市民生活基盤対策（上水道整備・ごみ処理等）特別委員会へ付託し、閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、上水道整備及びごみ処理等に関する調査研究を市民生活基盤対策（上水道整備・ごみ処理等）特別委員会へ付託し、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会します。

連絡します。明日6月11日から6月12日までは休会とし、6月13日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上でございます。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時04分散会
